

大阪市告示第608号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第9項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和6年4月24日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の定期駐車券料金

駐車場の名称	定期駐車券料金	1月当たりの料金
新大阪駅南駐車場	全日Ⅰ	28,000円
	全日Ⅱ	36,000円
	昼間	22,000円
	夜間	17,000円
新大阪駅南駐車場における全ての種類の定期駐車券について、通用期間が継続して3か月の定期駐車券の発行を受けた場合の定期駐車券料金にあつては、この表により算出した額に10分の9を乗じて得た額とする。		

備考

- この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付きのものは除く。
- この表において、「全日」とは条例第3条第1項に規定する供用日の同項に規定する供用時間をいい、「昼間」とは受付日の午前8時から午後6時までをいい、「夜間」とは受付日の午後6時から翌日午前9時までをいう。

2 実施年月日 令和6年4月9日から

（建設局道路河川部調整課）